

## 広報用ひな形原稿（文字のみ）令和3年11月版

貴社もしくは貴法人において、広報誌やメールマガジン等で発行・送付する機会に、マイナンバーカードの取得促進について掲載いただける際に、以下のとおり、ひな形原稿を用意しましたので、ご活用ください。

### 1 ひな形原稿（450 文字程度）

タイトル：メリットいっぱいマイナンバーカード

平成28年1月から利用が始まったマイナンバーカードですが、利活用の範囲が広がり、これからは手放せないカードとなってきました。

暮らしを便利にする点として、

- 1 顔写真入りのため、本人確認書類（身分証明証）になる。
- 2 全国のコンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる。

※ 市区町村によってサービス内容が異なります。

- 3 健康保険証としても使える！
  - 4 スマートフォン、パソコンを利用して、オンラインで確定申告ができる。
- などのことができます。

さらに今後は、スマートフォンへのマイナンバーカードの機能の搭載や運転免許証との一体化も予定されています。

マイナンバーカードを作るには、スマートフォン、パソコン、証明用写真機、郵便から申請ができますので、ぜひ早めに取得ください。（カードの受取については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、適切な時期に窓口を受け取りに来ていただくようお願いいたします。）

申請方法の詳細については、ホームページ（<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>）、リーフレットやパンフレットなどを御覧ください。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ  
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

### 2 ひな形原稿（200 文字程度）

タイトル：メリットいっぱいマイナンバーカード

マイナンバーカードの利活用の範囲が広がり、これからは手放せないカードとなってきました。マイナンバーカードを作るには、スマートフォンやパソコンなどから申請ができます。お問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル又は、住民票のある市区町村の窓口まで。

申請方法の詳細については、ホームページ（<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>）、リーフレットやパンフレットなどを御覧ください。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ  
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178